

告 示

埼玉県告示第千二百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ春日部南店

埼玉県春日部市南五 一 四十六

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

山上恭弘

埼玉県春日部市南五 一 二十九

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十四年八月二十一日